

08/11/27 第12回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

第12回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

日時：平成20年11月27日(木)
10:00～12:00
場所：中央合同庁舎第5号館5階
共用第7会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 諮問及び審議
理容業、美容業、興行場営業の振興指針の改正について
- (2) その他
- 3 閉 会

(事務局)
厚生労働省健康局生活衛生課組合振興係
担当：小嶋・堀
電話：03-5253-1111 (内線2439)

○久保田補佐 今日は、天気の悪い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。
それでは、定刻になりましたので、ただいまから第12回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会を開催させていただきます。
本日は、鵜飼委員、加納委員、来生委員、高橋委員、加来委員は欠席の連絡を受けております。また、中村委員は少し遅れるという連絡をいただいております。
当分科会委員総数23名でございまして、現在出席者17名で過半数に達しておりますので、厚生科学審議会第7条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、上田健康局長よりごあいさつ申し上げます。
○上田健康局長 担当しております健康局長の上田でございます。
本日は、第12回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会ということでございまして、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
早速ですが、今年度は諮問書として、理容業、美容業、興行場営業、クリーニング業、すし店営業の5業種の振興指針について、御審議をお願いしているところでございます。委員の先生方には本日12月10日の2回にわたり御審議いただくことになると思いますが、お忙しい中、よろしくお願いしたいと思います。
さて、この振興指針は、生活衛生関係営業の振興を図り、併せて公衆衛生の向上や利便性の向上、利益擁護を図ることを振興計画として策定することになっているわけですが、都道府県の同業組合が振興計画を策定するということになっているわけですが、厚生労働省といたしましては、振興指針に基づく事業に対して予算、融資、税制などの支援を行っており、振興指針に基づき振興指針となりますように、皆様方への御意を承りたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○久保田補佐 ありがとうございます。
それでは、皆様には誠に申し訳ございませんが、上田局長は所用のためここで退席させていただきます。これを御了承いただきたいと思います。
○上田健康局長 失礼をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
(上田健康局長 退室)

○久保田補佐 続きましては、本日御出席の委員の皆様、そして、本日の議題となっております振興指針に関する意見聴取人として御出席いただいております皆様を御紹介させていただきます。

まず、当分科会の井原会長でございまして、北里大学医学部教授の相澤好治様でございます。
続きまして、全国地域婦人団体連絡協議会理事長の井上耐子様でございます。
全国理容生活衛生同業組合連合会理事長の大森利夫様でございます。
財団法人日本消費者協会参事長見萬里様でございます。
財団法人全国生活衛生同業組合連合会参事長中野務理様でございます。
城西国際大学経営情報学部教授の中佐藤和代様でございます。
早稲田大学常任理事の田山輝明様でございます。
サービス・ツーリズム産業労働組合連合会中央執行委員の土門則子様でございます。
全国社交飲食生活衛生同業組合連合会会長の濱田康喜様でございます。
全国日本美容生活衛生同業組合連合会常務理事の原恒子様でございます。
株式会社日本政策金融公庫常務取締役の中村吉夫様は、少し遅れられるという連絡が入っております。

入 全国料理業生活衛生同業組合連合会会長の藤野雅彦様でございます。
国際医療福祉大学教授の松田鈴夫様でございます。
関西大学社会学部教授の安田雪様でございます。
主婦連合会会長の山根香織様でございます。
生活協同組合パルシステム東京理事長の吉森弘子様でございます。
続きまして、意見聴取人を紹介させていただきます。
全国興行生活衛生同業組合連合会会長の蔵満彦様でございます。
財団法人全国生活衛生営業指導センター指導調査部長の柴崎義雄様でございます。
以上、今日出席の委員の皆様と意見聴取人を紹介させていただきました。
次に資料の確認を行いたいと思っております。

2/11

4/11

5/11

6/11

7/11

https://www.mhlw.go.jp/content/000016847_000016847.pdf 2008. 11. txt. s1137_2.txt

9/11

○松岡課長 資料の95ページをお開きいただければと思うんですが、ここに興行場の各別状況がございまして、39ございまして、組合は一応ございまして、ただ、徳島も去年まではあつたんですけどもね。

○井原分科会長 そのほか、この鳥はどの県も入っております、39ございまして、組合は一応ございまして、ただ、徳島も去年まではあつたんですけどもね。

○井原分科会長 81ページに新型コロナウイルス感染症の発生が危惧されていることについて記述があるんですが、実は東京は新型インフルエンザが1人でも出た場合には、学校は学級閉鎖、興行は即時営業停止、公共の場など、特に独立系の業者の方は大変な影響があつた、この際や日本政策金融公庫さんの方でも、そういう場合には特別な援助をいただけたら、この新型インフルエンザについてはまだ余り認識されていないんですが、この金融危機以上に変な人達というところ、その辺のところは特に留意していただきたい。

○井原分科会長 これは政策当局がどう対応するかというお話だろーと思います。変縮です。ご質問は、日本政策金融公庫、国際協力銀行が一緒になりました。本日の参考資料にも4つ資料を載せ、関係の営業の振興の、経済事情の分析・情報提供ということまで書いていたんですが、御質問のありました件でございますけれども、これまでも衛生上の問題があつたときには、いろいろ特別な対応をしておりますので、厚生労働省ともよく相談をしながら、実際に問題が起これば適切な対応ができるようにしていきたいと思っております。

○井原分科会長 というところでございまして、興行場のかかわりにつきましては、安全教の問題とテレビの問題は、こちらで検討することにしたいと思っております。

これで3業種の振興指針については審議が終わりまして、どこを直すかというのは、そのたびごとにこちらで申し上げましたとおりになりたいと思っております。よろしくござい

（「異議なし」と声あり）

○井原分科会長 それでは、事務局より今後の段取りについて説明をお願いしたいと思います。

○久保田補佐 資料の追加で御説明させていただきます。資料8、89ページ、資料紹介のたに組み込まれた各業種共通事項ということで、原材料価格の高騰ということとを述べさせていたんですが、この辺のところは当然、今年改正になっていない業種には盛り込まれていない事項なところもあるものですから、そういう業界にもこの指針を告示すると同時に周知して、こういうところも注意してやってくださいということをしていくつもりでございまして、

続きまして、資料9以降は統計資料ということで、施設数の推移等をグラフにしておりますので、また見ていただければと思います。

97ページの資料10は、今年の概算要求の生活衛生課関係の項目です。今のところ概算要求ということで、最終的な予算は決まっておりますけれども、概算要求はこのようにやっております。

資料11は、原油価格高騰に伴う経済対策ということで、生活衛生関係営業に関して抜粋して記入させていただいております。

以上でございまして、

○松岡課長 今後の段取りということでございまして、12月10日の分科会ではクリーニング業とすし店営業の審議をしていただくこととなりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

今日、若干修正の御指摘があった点、それから、少し検討を要するところについては、文言を修正いたしまして次回にこういう形で修正をさせていただきますということでお出しさせていただきますと思います。

審議が順調にいったら承された場合には、5業種の振興指針は審議会へ答申してパブリックコメントを経て、官報に掲載されるということになりますので、よろしくお願いいたします。

○井原分科会長 そのほか何か事務局からございますか。

○久保田補佐 今、課長から話がありましたように、12月10日に13回の分科会というところで、時間は15時半からということで6階の第8共用会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○井原分科会長 それでは、これで本日の厚生科学審議会生活衛生適正化分科会を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。